

留萌市地域おこし協力隊（観光分野）募集要項

【はじめに】

留萌市は、北海道の日本海に面した北西部に位置し、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なり、日本海に沈む夕陽が美しい人口約2万2千人のまちです。

留萌市は、ニシンとともに発展し、現在は農業や漁業、水産加工業が基幹産業になっており、全国一のシェアを誇る「塩かずの子」や、全国食味分析鑑定コンクールにおいて3年連続金賞を受賞した「南るもい産米ななつぼし」などを生産しています。

しかしながら、留萌市においても少子高齢化による人口減少が続き、交流人口の増加による地域の活性化を図ることも大きな課題の一つになっています。

当市では、NPO法人留萌観光協会の協力を得て、地域の恵まれた食などの地域資源を活かした観光・物産情報発信などの取り組みを進めながら、交流人口の増加によって留萌全体の元気を取り戻すため、意欲ある都市部の人材を積極的に受け入れ、観光事業者だけではなく、関係する事業者と協力しながら地域活性化の新たな展開を期待し、次のとおり「留萌市地域おこし協力隊」を募集いたします。

この地域おこし協力隊活動期間終了後に、留萌市内において就労または起業し、「留萌に定住したい」という思いを持った方々の応募をお待ちしています。

【募集概要】

1 留萌市地域おこし協力隊募集人員 (1名)

- (1) 観光・物産振興のための企画・実施及び観光施設を活用した集客促進

2 業務概要

- (1) 基本活動
 - ・ 千望台休憩施設を活用した食の開発及び提供
 - ・ 市内アンテナショップでの特産品販売促進及び観光案内業務
 - ・ 地域資源の掘り起し、観光情報の発信、特産品の開発、地域イベントの運営及び支援
- (2) 地域おこし活動
 - ・ 地域の課題や困りごとなど地域ニーズの把握
 - ・ 地域ニーズの解決に向けての活動
- (3) 生活基盤形成活動
 - ・ 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）個々の適性に合わせながら、本事業

終了後の定住に向けた基礎の構築活動

3 募集対象

- (1) 現在、三大都市圏や都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に現に住所を有し、採用後に留萌市に住民登録を移し居住できる満20歳以上の方
※ 詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の北海道留萌市の欄をご覧ください。
- (2) 普通自動車運転免許を取得し、1年以上経過している方
- (3) 電子メール等、パソコンを日常的に利用している方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- (5) 地域住民やNPOなどの関係機関・団体などと協力しながら、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (6) 活動終了時に起業又は就業して留萌市に定住する意欲のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 勤務地

千望台休憩施設、おみやげ処 お勝手屋 萌 ほか市内一円

5 勤務時間等

- (1) 週4日間、29時間
- (2) 勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容により変動する場合があります。

6 雇用形態・期間等

- (1) 留萌市の嘱託職員として、留萌市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は、採用の日から平成31年3月31日までとします。その後、1年を超えない範囲において、留萌市長が委嘱更新の判断をし、最長期間は、委嘱の日から3年までとします。
- (3) 協力隊員として相応しくないと市長が判断した場合、任期中であっても任用を取り消す場合があります。

7 待遇・福利厚生等

- (1) 報酬月額 月額175,700円
 - ・ 上記に、月額27,000円を上限に家賃の実費相当額を支給します（家賃に食費等が含まれている場合は、留萌市の定める基準に準じて算出した額とします）。
 - ・ 上記から税、社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。

- (2) 通勤手当 留萌市の定める基準により支給します。
- (3) パソコン 必要に応じて、パソコンを貸与します。
- (4) 使用車両 必要に応じて、留萌市公用車を使用します。
- (5) 社会保険等 厚生年金・社会保険等に参加します。
- (6) 年次有給休暇 労働基準法等関係法令によります。
- (7) 実践活動 協力隊員の勤務を要する時間以外の活動として、市長が認める範囲で次の実践活動を行うことができます。
 - ① 基本活動及び地域協力活動に関連し実施する活動において、その活動に対する対価等を得る活動
 - ② 地域おこし活動期間終了後の定住に向けた基礎の構築活動に必要な実証活動において、その活動に対する対価等を得る活動

8 応募手続

(1) 応募受付

平成30年2月23日(金)必着

※ 勤務開始月は平成30年4月以降となりますが、協力隊員との調整により決定します。

(2) 提出書類

① 写真付履歴書及び職務経歴書を郵送してください。

※ 必ず次の事項を明記ください。

- ・ PCからの電子メールが受信可能なメールアドレス
- ・ 希望業務（「1 留萌市地域おこし協力隊募集人員」の「(1) 基本活動」の業務名）

② お問い合わせ、応募先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市役所 地域振興部 政策調整課 まちづくり推進係
Mail : kikaku@e-rumoi.jp
TEL : 0164-42-1809 FAX : 0164-43-8778

9 選考

- (1) 書類選考の上、結果を電子メールにて通知します。
- (2) 書類選考合格者を対象に、留萌市内で面接試験を実施する予定です。
面接日時等の詳細につきましては、書類選考結果の際に電子メールで通知します。

10 その他

- (1) 次に該当する場合は、採用を取り消す場合があります。

- ・ 採用決定前に留萌市内に住民登録を移動させた場合
 - ・ 申込資格がないこと、申込書の記載事項に事実と異なること等が判明した場合
- (2) 千望台休憩施設への通勤や日常の生活等の移動手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。
 - (3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。
 - (4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。
 - (5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。
 - (6) 面接試験のための交通費等及び着任のための引っ越し費用・交通費は支給いたしません。
 - (7) その他不明な点がある場合は、別紙1の質問書により、電子メールによりお問い合わせください。
- ※ 行き違いを防止するため、お電話での質問は原則受け付けません。
質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答します。

別紙1「質問書」

平成 年 月 日

留萌市地域振興部政策調整課
まちづくり推進係 行

住 所
氏 名
メールアドレス

留萌市地域おこし協力隊応募に関する質問事項について
留萌市地域おこし協力隊の応募に関して、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問内容